

下関市介護用品支給事業実施要綱

下関市家族介護用品支給事業実施要綱（平成25年3月18日制定）の全部を改正する。

（目的等）

第1条 下関市介護用品支給事業（以下「事業」という。）は、介護を要する在宅の高齢者を現に介護している介護者に対し、紙おむつ等の介護用品の支給を受ける場合における費用の一部を助成することで、当該介護者の精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、当該高齢者の在宅生活の継続及び福祉の増進を図ることを目的として、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の49に規定する保健福祉事業として実施する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 世帯 住民基本台帳上の世帯をいう。
- (2) 介護者 第4条に規定する要介護高齢者と現に同一の家屋又は同一敷地内に居住し、常時介護している者をいう。
- (3) 介護用品 排泄に関して必要となる紙おむつ、尿取りパッド、手袋又はお尻拭きシートをいう。

（実施主体）

第3条 事業の実施主体は、下関市とする。

（対象者）

第4条 事業の利用ができる対象者（以下「対象者」という。）は、65歳以上の在宅の高齢者（以下「要介護高齢者」という。）を介護している介護者とする。

なお、要介護高齢者は次の各号のいずれにも該当する者とし、介護者は次の第2号及び第4号に該当する者とする。

- (1) 法第19条第1項に規定する要介護認定を受け、その結果が、要介護

3、要介護4又は要介護5であること。

(2) 住民税非課税世帯に属していること。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者でないこと。

(4) 市内に住所を有していること。

2 前項第2号に定める住民税非課税世帯に属していることの判断は、第6条第1項の規定による申請書を受理した日を基準日として、次の各号に定めるところによる。

(1) 基準日が4月1日から6月30日までのとき 前年度の住民税課税状況による。

(2) 基準日が7月1日から3月31日までのとき 当該年度の住民税課税状況による。

（事業の内容）

第5条 事業の内容は、第13条に規定する登録事業者（以下「登録事業者」という。）が対象者との合意に基づき、介護用品を支給した場合において、これに要する費用の一部を助成するものとする。

（支給の申請）

第6条 前条の規定による介護用品の支給を受けようとする介護者（以下「申請者」という。）は、介護用品支給申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請を行う場合にあつては、当該介護者及び要介護高齢者が属する世帯全員の直近の住民税課税状況を証する書類を市長に提出しなければならない。ただし、当該介護者及び要介護高齢者の課税状況を確認することに同意する書類を提出したときは、この限りでない。

（支給の決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、速やかに必要な審査を行い、介護用品の支給の適否について決定し、その結果を申請者に通知するものとする。この場合において、支給することを決定したときは、市長は、申請者が第5条に規定する介護用品の支給を希望する登録事業者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定による支給の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）及び通知を受けた登録事業者は、速やかに介護用品の支給方法等について、その合意を確認するものとする。

3 登録事業者は、前項の規定による合意を確認したときは、市長の指示するところに従い、遅滞なく市長に報告しなければならない。

（支給期間及び限度額、助成額等）

第8条 介護用品を支給する期間は1の年度内とし、介護用品を支給する費用の限度額は、第7条第1項の規定による支給を決定した日が属する年度の4月から2か月ごとを1期とし、要介護高齢者1人につき、1期当たり1万円を限度とする。

2 市長は、前項に規定する限度額の範囲内で、介護用品を支給する費用の額の9割の額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

（以下「助成額」という。）を助成するものとする。

3 前項に規定する助成は、利用者に代わって、市長が助成額を登録事業者に支払うことで行うものとする。

4 利用者は、第1項に定める費用の額と助成額との差額を、登録事業者の指示するところに従い、当該登録事業者に支払うものとする。

（介護用品の支給方法等）

第9条 介護用品の支給は、市長が登録事業者に依頼して行うものとする。

2 登録事業者は、利用者からの注文に応じ、利用者の自宅に介護用品を配達するものとする。この場合において、登録事業者は、利用者に配達内容等の確認を行わなければならない。

（変更申請）

第10条 利用者は、第6条第1項の規定により行った申請の内容に変更が生じたときは、介護用品支給変更申請書（様式第2号）により、市長にその変更内容を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請に対する決定等については、第7条の規定を準用する。

（廃止）

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨

を登録事業者に通知するとともに、介護用品支給廃止届（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。ただし、利用者の事情により届出が困難な場合は、その家族等の者が届け出ることができるものとする。

- (1) 要介護高齢者が医療機関、老人福祉施設等に入院又は入所したとき。
- (2) 要介護高齢者が死亡したとき。
- (3) 第4条第1項に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 第7条第2項の規定による合意が解消されたとき。
- (5) その他事業の利用が必要でなくなったとき。

（支給決定の取消し等）

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すとともに、その取り消しに係る部分に関し、既に助成金を支出しているときは、利用者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により介護用品の支給を受けたと認められるとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 介護用品の支給決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、利用者及び登録事業者にその旨を通知するものとする。

（登録事業者）

第13条 登録事業者とは、市長が別に定めるところにより、市長が登録した事業者をいう。

（委託の制限）

第14条 登録事業者は、事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

（個人情報の保護）

第15条 登録事業者は、事業の実施に伴う個人情報の取扱いについて、市長が別に定める個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（「しものせきエコマネジメントプラン」に関する特記事項）

第16条 事業の遂行に当たり、配慮すべき「しものせきエコマネジメントプ

ラン」に基づく環境に関する特記事項については、市長が別に定める特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。

（下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項）

第17条 事業のうち、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）による措置については、市長が別に定める下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。

（受領証の提出）

第18条 事業を実施した登録事業者（以下「実施事業者」という。）は、介護用品の支給を行ったときは、第8条第1項に規定する支給を行った当該期の翌月の10日（10日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下これらを「休業日」という。）に当たるときは、休業日の翌日、支給を行った期が6期であるときは、3月31日）までに、市長に介護用品受領証（以下「受領証」という。）を提出するものとする。

（検査）

第19条 市長は、前条の規定による受領証の提出があったときは、速やかに内容を検査する。

（監査等）

第20条 市長は、必要があると認めるときには、事業の実施状況について、随時実地に調査し、又は実施事業者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

（助成額の支払等）

第21条 実施事業者は、事業の成果が検査に合格したときは、第8条第2項に規定する助成に係る額及び当該期の受領証に基づき算出した当該期に係る金額の支払請求書を市長に提出するものとする。

（事故発生時の対応）

第22条 実施事業者は、事業の実施時に事故が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者、市長その他の関係者（以下「利用者等」という。）に連絡しなければならない。

（損害の負担）

第23条 実施事業者は、故意又は重大な過失により利用者等に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を利用者等に支払わなければならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月18日から施行し、令和3年度分の手続から適用する。ただし、第1条の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年2月16日から施行し、第6条第3項を削る改正規定は、令和5年度の介護用品の支給から施行する。

様式第1号（第6条関係）

介護用品支給申請書

年 月 日

（宛先）下関市長

（〒 ー ）

住所

申請者 氏名

要介護高齢者との関係（ ）

電話番号

次の者に係る介護用品の支給を受けたいので、下関市介護用品支給事業実施要綱第6条第1項の規定により申請します。

要介護 高齢者	住 所	下関市	
	ふりがな		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日（ 歳）	
	要介護度	要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5 （ 年 月 日～ 年 月 日）	
希望する事業者名			
同 意 書			
介護用品の支給の決定のために必要な世帯（申請者及び要介護高齢者）の情報について、下関市が、その保有する住民基本台帳及び税務情報を見ることが並びに生活保護の支給状況について確認をすることに同意します。			
年 月 日			
		申請者	住所
			氏名

様式第2号（第10条関係）

介護用品支給変更申請書

年 月 日

（宛先）下関市長

（〒 ー ）

住所

申請者 氏名

要介護高齢者との関係（ ）

電話番号

介護用品支給内容に変更が生じたので、下関市介護用品支給事業実施要綱第10条第1項の規定によりその変更内容を申請します。

要介護 高齢者	住 所	下関市	
	ふりがな		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日（ 歳）	
	要介護度	要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5 (年 月 日～ 年 月 日)	
変更項目	内 容		
	変更前		
	変更後		

様式第3号（第11条関係）

介護用品支給廃止届

年 月 日

（宛先）下関市長

（〒 ー ）

住所

届出者 氏名

要介護高齢者との関係（ ）

電話番号

介護用品支給の必要がなくなりましたので、次のとおり届け出ます。

要介護 高齢者	住 所	下関市	
	ふりがな		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日（ 歳）	
廃止の理由		<input type="checkbox"/> 医療機関、老人福祉施設等に入院又は入所した。 <input type="checkbox"/> 死亡した。 <input type="checkbox"/> 要介護認定の結果が変わった。 <input type="checkbox"/> 市外に転出した。 <input type="checkbox"/> その他、世帯の状況が変わった。 <input type="checkbox"/> 介護者の状況が変わった。 <input type="checkbox"/> 事業の利用の必要がなくなった。 理由（ ）	
廃止年月日		年 月 日	